

(参考)

証券取引法(抄)

第二条(略)

~ 25 (略)

26 この法律において「有価証券債務引受業」とは、証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券金融会社(以下この項において「証券会社等」という。)を相手方として、証券会社等が行う対象取引(有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引をいう。)に基づく債務の引受けを行う営業をいう。

27・28 (略)

第一百五十六条の二 有価証券債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、営んではならない。